

## 8 公共料金等の軽減

日常生活に伴う公共料金の減免・助成制度等についてのご案内です。

### 8-1 NHKテレビ放送受信料の免除

《 減免内容及び対象 》

《全額免除》

「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」が世帯構成員であり、世帯全員が住民税非課税の場合

《半額免除》

- 視覚・聴覚障害者が世帯主であり受信契約者の場合
- 重度の障害者（身体1、2級・知的1、2度・精神1級）が世帯主であり受信契約者の場合

《 交付 》

次の①②を持って、障害者福祉課の窓口へお越してください。（精神障害者の方は、保健センターでのお手続きも可能です。）免除事由証明済みの「放送受信料免除申請書」をお渡します。

- ①身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ②印鑑

《 申請 》

「放送受信料免除申請書」を受け取り後、NHK首都圏局視聴者リレーションセンター東京東オフィスに申請してください。

#### ◆交付・問合せ先

障害者福祉課相談係（新宿区役所2階）

TEL（5273）4518 FAX（3209）3441

※精神障害者の方のお住まいの地域を担当する保健センターは、P.137をご覧ください。

#### ◆申請・問合せ先

NHK首都圏局視聴者リレーションセンター東京東オフィス

豊島区西池袋1-11-1 メトロポリタンプラザビル15階

TEL（3984）6731（平日10:00～17:00）

### 8-2 粗大ごみ等の手数料減免

《 対象及び減免内容 》

児童扶養手当・特別児童扶養手当（P.20をご覧ください）を受給している方、生活扶助（生活保護）受給者の方、火災等の災害を受けた方は、申請手続き時に対象者であることを確認できる書類を添付することで、粗大ごみの収集にかかる手数料を減額または免除します。

《 申請 》

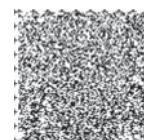
- ①粗大ごみ：粗大ごみ受付センターへの電話申込時に、減免対象である旨を申告してください。
- ②火災等の災害ごみ：新宿清掃事務所にお問い合わせください。

#### ◆問合せ先

粗大ごみ受付センター TEL（5304）8080

受付時間：月～土曜日 午前8:00～午後7:00

新宿清掃事務所 TEL（3950）2923 FAX（3950）2932



## 8 - 3 水道料金・下水道料金の免除

### 《 対象及び内容 》

児童扶養手当・特別児童扶養手当（P.20をご覧ください）または生活扶助等（生活保護）受給者の方は、事前の申請により、次の①②の料金が免除されます。

#### ①水道料金

基本料金と1ヶ月当たり10m<sup>3</sup>までの従量料金の合計額

#### ②下水道料金

1ヶ月当たり8m<sup>3</sup>までの料金

### 《 申請 》

次の①②を持って水道局窓口へ、お越しください。

①上記扶助等の受給を証明する書類（保護開始決定通知書、受給者証等）

②印鑑

※お客さま番号の分かるもの（検針票または領収証書等）がある方は、併せてご持参ください。

#### ◆問合せ先 東京都水道局 新宿営業所

新宿区内藤町87 四谷区民センター内

TEL (5368) 3055 FAX (3358) 5900

8

公共料金等  
軽減

## 8 - 4 青い鳥郵便はがき

### 《 対象及び内容 》

重度の身体障害の方及び重度の知的障害の方、またはその代理の方へ、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に入れた通常郵便はがき（無地、インクジェット紙またはくぼみ入り）20枚を無料で配布します。

### 《 対象 》

①重度の身体障害者（身体障害者手帳1・2級）の方

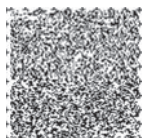
②重度の知的障害者（愛の手帳1・2度）の方

### 《 受付期間 》

毎年 4月1日～5月末日

#### ◆申請・問合せ先

身体障害者手帳・愛の手帳をご用意の上、受付期間内に最寄りの郵便局にてお手続きください。申込方法等の詳細につきましては、最寄りの郵便局にお問い合わせ下さい。



## 8 - 5 NTT 電話番号の無料案内（ふれあい案内）

### 《 事業内容 》

電話帳の利用が困難な、目・耳・言葉・上肢などの不自由な方、知的障がい、精神障がいのある方を対象に、番号案内料を無料とする「ふれあい案内」を提供しています。（ご利用には、事前に登録が必要です）

### 《 対象 》

次の①～④のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳 視覚障がい 1～6級  
肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい） 1、2級  
聴覚障がい 2級、3級、4級、6級  
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい 3級、4級
- ②戦傷病者手帳 視力の障がい 特別項症～第6項症  
上肢の障がい 特別項症～第2項症  
聴覚障がい 第2項症、第4項症  
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい 第1項症、第2項症、第4項症
- ③愛の手帳（療育手帳、愛護手帳、みどりの手帳）をお持ちの方
- ④精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

### ◆問合せ先

NTT東日本ふれあい案内事務局 TEL 0120-104134  
年末年始・土日・祝日を除く午前9：00～午後5：00

## 8 - 6 携帯電話基本使用料等の割引

### 《 割引内容及び対象 》

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、携帯電話等をご利用の方には、障害者割引サービスが実施されています。ご利用の各種携帯電話サービス会社にお問合せください。各社により、割引サービスの有無や内容が異なりますのでご了承ください。

### ◆問合せ先 各種携帯電話会社のお客さまセンター等

